

全建労発第 61号
令和3年12月27日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

建設分野における外国人建設技能者に係る現場入場時の取扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、先般、元請企業の皆様を対象として「現場入場に係るアンケート」を実施しました。この中で、特に技能実習生を中心に、外国人建設技能者の現場入場拒否の事例が確認されたことから、別紙のとおり、「外国人建設就労者受入事業に関する告示」「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」に基づく外国人建設技能者に係る現場入場時の取扱いについて周知の依頼がありました。

つきましては、貴協会会員企業の皆様に対し、周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上

(担当：労働部 吉田)

事務連絡
令和3年12月23日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課長
建設業課長

建設分野における外国人建設技能者に係る現場入場時の取扱いについて（通知）

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、外国人建設就労者及び特定技能外国人（以下「外国人建設就労者等」という。）の適正就労監理については、予てより当省の関係告示（※）に規定しているとおり、現場管理に責任を有する元請企業にも一定の役割が期待されており、元請企業に向けられたガイドライン（※※）においても、その現場入場を不当に妨げてはならない旨が定められております。

※外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第822号）

※出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成31年国土交通省告示第357号）

※※特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン（令和元年12月23日施行）

しかしながら、元請企業が外国人建設就労者等及び技能実習生の現場入場を拒否する事例が依然として存在しており、先般、元請企業の皆様を対象に実施した現場入場に係るアンケート（以下「現場入場アンケート」という。）では、特に技能実習生を中心に、現場入場拒否の事例が確認されたところです。

技能実習生についても、技能等の移転による国際協力の推進という制度趣旨や労働関係法令の目的等を踏まえ、外国人建設就労者等と同様に、その現場入場を不当に妨げることのないようお願いいたします。

また、現場入場アンケートでは、現場入場申請から許可までにかかる期間として、2週間以上を要するという回答も一定程度見られたところ、円滑な書類審査についてもご協力をお願いいたします。

以上を踏まえ、下記事項への協力について、会員企業の皆様へ改めて周知いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 現場入場を不当な理由で断らないこと

外国人建設就労者等及び技能実習生の現場入場については、現場入場を拒否すべき合理的な理由がある場合(「在留資格が確認できない」、「国交省の認定内容と就業内容とが不整合」、「技能の熟練度等に照らし、当該現場で就労することの危険性が明白」等)を除き、書類の確認作業が増える等の不当な理由で断ることのないようお願いいたします。

また、現場入場アンケートでは、特に技能実習生を中心に、入場拒否の理由の一つとして「日本語でのコミュニケーション能力不足による安全管理上の観点」が多く見受けられたところです。日本語能力不足等により安全管理の観点から問題があると判断された場合には、日本人作業員や経験を積んだ外国人技能者と共同で作業を行わせる等、一定の条件や対策を求めた上で現場入場の許可を行うことができないか、可能な限り前向きなご検討をお願いいたします。

2. 現場入場を拒否する場合は、その理由について丁寧な説明を行うこと

外国人建設就労者等及び技能実習生の受入企業の現場入場について、安全確保の観点等により入場を拒否する場合は、その理由について、下請企業に対して具体的かつ丁寧に説明を行っていただくようご協力をお願いします。

3. 円滑な書類審査を行うこと

外国人建設就労者等建設現場入場届出書について、その記載内容と各添付書類との整合性が確認できない場合等には速やかに変更の届出を求める等、受入企業に対し時間的な余裕を持って指導等を行ってください。また、負担軽減の観点からなるべく電子媒体での提出依頼・確認等に努めるとともに、国土交通省が提出を求める書類の他に自社で独自に提出を求めている書類等がある場合にはできる限り簡素化し、書類の審査・確認が円滑に実施できるようご協力をお願いします。

以上

建設分野における外国人材の現場入場等について

○外国人材の現場入場時における確認資料について

外国人建設就労者等

外国人建設就労者受入事業に係る就労者
(特定活動32号)

1号特定技能外国人
(特定技能1号)

国土交通省審査

適正監理計画認定証

建設特定技能受入計画認定証

入管庁審査

特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの
対象

現場入場時は、**ガイドライン**記載の添付書類で確認をお願いいたします

技能実習生
(技能実習●号
(イ)・(ロ))

技能実習機構審査

技能実習計画認定通知書

入管庁審査

特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの
対象外

現場入場時は、必要に応じて**元請各社の規定**に基づく書類で、建設現場で就労可能な在留資格か等の確認をお願いいたします

帰国困難者等
(特定活動)

身分に基づく在留資格をお持ちの方
(日本人配偶者、永住者、定住者等)

その他
(技術・人文知識・国際、留学生や家族滞在の方で資格外活動が認められた方等)